［条を削る。］

（指定登録機関の名称等）

第二十条　文化庁長官が指定する指定登録機関の名称及び行うことができる登録事務の範囲は、次のとおりとする。

一般財団法人ソフトウェア情報センター（昭和六十一年十二月十七日に財団法人ソフトウェア情報センターという名称で設立された法人をいう。）	法第五条第一項に規定する登録事務の全部。ただし、昭和六十二年三月三十一日までになされた申請に係るものを除く。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

○農林水産省令第五十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
別表二（第九条関係） （略） 付表 一～十九　（略） 二十　カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 二十一～六十四　（略）	別表二（第九条関係） （略） 付表 一～十九　（略） 二十　カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるランバート種のさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 二十一～六十四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。